

在宅介護支援センターを紹介します

問 高齢介護課 ☎0176-51-6720

在宅介護支援センターでは、高齢者の在宅での生活や、お互いに支え合える仲間づくり・地域づくりをお手伝いしています。お気軽にご相談ください。

- ▶ 高齢者のお宅訪問（健康状態や生活状況などを確認し、必要に応じて介護予防事業の紹介や、関係機関へつなぎます。いざという時に備え、緊急連絡先を確認しています）
- ▶ 「集いの場」の立ち上げ・継続のお手伝い
- ▶ 地域いきいき教室（介護予防教室）の開催
- ▶ 認知症サポーター養成講座の開催



お宅訪問の様子

お住いの地域 (小学校区)	在宅介護支援センター名	連絡先☎
三本木	在宅介護支援センターみちのく苑	090-6258-5158 または 0176-25-7700
東（旧高清水）、藤坂	在宅介護支援センターきゃんぱす	0176-58-6606
北園、深持	在宅介護支援センター八甲荘	0176-58-5535
大深内、ちとせ	在宅介護支援センター老健とわだ	0176-27-3130
南（旧下切田除く）	十和田在宅介護支援センター	0176-22-6666
西、四和、旧下切田	在宅介護支援センターハートランド	0176-25-2221
沢田、法奥、十和田湖	在宅介護支援センターおいらせ	0176-72-2052

※お住まいの小学校区の在宅介護支援センターまでご連絡ください。

～身寄りのない人を地域で支えるために～

成年後見制度学習会を開催します

市民向け

問 高齢介護課 ☎0176-51-6728

FAX 0176-22-7699

メール koreikaigo@city.towada.lg.jp

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、一人で決めることが心配な人を支えるための制度です。地域の中でその人らしい生き方を支えるためには、地域で支え合う市民の皆さんに制度について知っていただくことが大切です。ご自身や家族、地域の将来を一緒に考えてみませんか。

とき 6月24日(火) 午後6時～7時30分
(午後5時45分 受け付け)

ところ 市民図書館

内容 ▶ 成年後見制度について 講師：青森県司法書士会 立崎 公章 さん ▶ 地域で支え合う社会～市民後見人とは～ 講師：高齢介護課職員

定員 50人（先着順）

申し込み方法 電話、FAX、メールのいずれかでお申し込みください。

申込期限 6月23日(月)

例えばこんな時に成年後見制度の利用を考えます

お金の管理ができない

- ▶ 通帳を紛失したり、公共料金の支払いを忘れてりする。
- ▶ 訪問販売などで不要なものを買わないか不安。



親が亡くなった後が心配

- ▶ 自分に何かあったら、障がいのある子どもの生活が心配。



契約や手続きができない

- ▶ 福祉サービスや施設入所の契約が自分でできない。
- ▶ 遺産分割や相続の手続きが自分でできない。

